

「石川県食品安全安心対策懇話会」における報告事項について

1 日 時 平成 27 年 10 月 21 日（水） 13:15～16:45

2 報告内容

(1) 議題の「3 各課からの報告事項」において、各課の担当者から食品表示相談の状況（件数、主な内容）を報告する。

- ・ 品質事項（農業安全課）
- ・ 衛生事項（食品安全対策室）
- ・ 保健事項（健康推進課）
- ・ 全体のまとめ（食品安全対策津）

(2) 農業安全課からの報告内容

①「品質事項」として、旧 JAS 法に由来する原材料や原産地に関する相談を受け付けている。

② 4 月から 9 月までの受付件数は、116 件である。

③ 主に加工食品の表示事項に関する相談が多く、
具体的には

- ・ 菓子製造業者から、複数の商品を詰め合わせた場合の原材料の表示方法（外装の箱にラベルを貼って表示する）
- ・ そうざい製造業者から、加工食品の原料となる食材の原産地を表示する方法（「国産」又は「都道府県名」を表示する）
- ・ その他、「五郎島金時」など地元産の特色のある原材料を強調して表示する方法（使用している割合の表示が必要）

などの内容があった。